

資金の種類		内容	貸付限度額	連帯保証人 貸付利子	据置期間	償還期間	対象世帯
3 教育支援資金 〔改称〕	(1)教育支援費	高等学校、専門学校、短期大学、大学に就学するのに必要な経費	高等学校 月額 35,000 円以内 高等専門学校 月額 60,000 円以内 短期大学 月額 60,000 円以内 大学 月額 60,000 円以内	連帯保証人不要 無利子	卒業後 6 月以内	据置期間経過後 20 年以内	低所得者 生活保護世帯
	(2)就学支度費	高等学校、専門学校、短期大学、大学の入学に際し必要な経費	500,000 円以内				
4 不動産担保型 生活資金 〔改称〕	(1)不動産担保型 生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金 (貸付期間) 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	土地の評価額の 7 割 月額 300,000 円以内	推定相続人の中から連帯保証人を選任 年 3%又は長期プライムレートのいずれか低い方	契約終了後の 3 月以内	据置期間終了時	高齢者
	(2)要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又に住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金 (貸付期間) 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	土地の評価額の 7 割 (集合住宅は 5 割) 月額＝生活扶助費×1.5-収入充当額	不要 年 3%又は長期プライムレートのいずれか低い方			要保護の 高齢者

【臨時特例つなぎ資金貸付事業】

資金の種類	内容	貸付限度額	連帯保証人 貸付利子	償還期間	対象世帯
1 臨時特例 つなぎ資金 〔新設〕	離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費  (対象要件) 住居のない離職者で次のいずれにも該当する者 ① 離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されている者であり、かつ当該給付等開始までの生活に困窮していること ② 借入申込者名義の金融機関の口座を有していること	100,000 円以内	連帯保証人不要 無利子	公的給付金又は公的貸付金の交付を受けた時から 1 月以内  却下されたときは却下のときから 1 月以内  上記支払いができない場合は 1 年の期間内で月賦償還	住居のない 離職者

\*対象となる公的給付

①失業等給付（雇用保険制度 公共安定所） ②訓練・生活支援給付金（緊急人材育成支援事業 公共安定所） ③生活保護費 ④住宅手当（住宅手当緊急特別措置事業 福祉事務所、地方自治体）

\*対象となる公的貸付

①就職安定資金融資（就職安定資金融資事業 公共安定所） ②総合支援資金